

別表三（一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法第67条第1項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社が同条の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「留保所得金額9」及び「当期留保金額19」の各欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 別表四「17」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を「留保所得金額9」の欄の上段に内書として記載します。この場合には、「当期留保金額19」の欄の記載に当たっては、その内書きした金額を「9」から減算して計算します。
 - (2) 別表十(七)「15」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を「留保所得金額9」に含めて記載します。
- 3 「当期末配当等の額11」の欄は、法第67条第4項に規定する期末配当等により減少する同項に規定する利益積立金額に相当する金額を記載します。
- 4 措置法第42条の4第8項第6号ロ若しくは第7号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（これらの規定を措置法第42条の4の2第2項（特別試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）において準用する場合を含みます。）の規定の適用がある場合又は令和8年改正前の措置法第42条の4第18項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）において準用する同条第8項第6号ロ若しくは第7号の規定の適用がある場合の記載は、次によります。
 - (1) 「中小企業者等以外の法人22」の欄の記載に当たっては、「別表一「4」」の金額から別表六(九)付表「40」及び「45」並びに別表六(十二)付表二「19」及び「24」の金額を控除して計算します。
 - (2) 「中小企業者等23」の欄の記載に当たっては、「別表一「4」」の金額から別表六(九)付表「40」及び「45」の金額を控除して計算します。
- 5 「住民税額24」の欄は、措置法第42条の12の5第2項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者等に該当する法人にあつては「(22)又は」を消し、その他の法人にあつては「又は(23)」を消します。